

# 保証書

令和 ○年 ○月 ○日

登録住宅所有者

○○ ○○ 様

株式会社カスケホームはお引渡しいたしました下記の住宅について  
保証約款にしたがって保証いたします。

所在地		
住宅の種類	専用住宅	
引渡日	年 月 日	
構造	木造 ○階建て	
保証期間	長期保証	引渡日以後保証約款別表1の通り
	短期保証	引渡日以後保証約款別表2の通り

株式会社カスケホーム

〒713-8122

岡山県倉敷市玉島中央町 1-22-30

## (別表1) 長期保証

### 構造・防水

保証対象部分	基本的性能	保証期間	性能基準
有筋の基礎 基礎及び基礎ぐいをい、アプローチポーチ、玄関土間、犬走り、テラス等は含まない	上部構造の水平支持	20年	基礎は、沈下、不同沈下等により、次のような現象が生じるまで、基本的性能が損なわれてはならない。 なお、基礎にコンクリートの収縮による軽微な亀裂(0.3mm~0.6mm)が生じるのは、通常避けることができない現象であり、基本的性能を損なうものではありません。 (現象) 1.住宅廻りの段、階段が著しく隆起し生活に支障がある。 2.住宅の給・排水に支障が生じている。 3.1階の床に不陸が生じている。 4.屋根の排水が困難になっている。 5.基礎に構造亀裂が発生している。 6.建具の開閉が困難で調整が不能である。 7.基礎の一部に遊びが生じている。
柱・梁等の構造体 土台、柱、はり、桁、筋かい等をいう。	荷重の支持	20年	柱、はり等は傾斜、たわみ、破損等により、次のような現象が生じるまで、基本的性能が損なわれてはならない。なお柱、はり等に木材の乾燥による亀裂又はコンクリートの収縮による亀裂が生じるのは、通常避けることができない現象であり、基本的性能を損なうものではありません。 (現象) 1.建具の開閉が困難で調整が不能である。 2.柱、はり、壁に構造亀裂、ぬじれ、脱落等が生じている。
床根太・床組等の床構造部材 (表面仕上部分を除く)	水平支持	20年	床は不陸、たわみ、破損等により次のような現象が生じるまで、基本的性能が損なわれてはならない。 (現象) 1.建具の開閉が困難で調整が不能である。 2.歩行等に伴う振動が著しい。 3.床に構造亀裂が発生している。
壁 内装・外装の表面、仕上部分、開口部分、建具を除く	間柱・まぐさ等の外壁構造部材	20年	壁は傾斜、たわみ、破損等により次のような現象が生じるまで、基本的性能が損なわれてはならない。なおコンクリート、漆喰等により壁に、材料の収縮による軽微な亀裂又は、隙間が生じるのは通常避けることができない現象であり、基本的性能を損なうものではありません。 (現象) 1.建具の開閉が困難で調整が不能である。 2.壁に構造亀裂が生じている。 3.壁の面外にたわみが生じている。 4.前2.3が原因となって表面仕上材が破損している。
	外周開口部及び外壁取合い部・外壁・外壁目地	20年	外壁は、雨水が侵入して室内仕上面を汚損し、又は室内にしたたるまで、基本的性能が損なわれてはならない。
屋根 (下地、仕上部分をいう)	防水	20年	屋根は、雨水が侵入して室内仕上面を汚損し、又は室内にしたたるまで、基本的性能が損なわれてはならない。
屋根 (屋根梁・小屋組部材)	荷重の支持	20年	屋根は破損、たわみ等により、次のような現象が生じるまで、基本的性能が損なわれてはならない。 (現象) 部材又はその接合部に構造的破損が生じている。
<p>【免責事項】 次の場合に発生した性能基準違反については、当社に補修の責任はありません。</p> <p>1.保証期間開始から2年経過後に生じたヒラタキクイムシ等の食害が原因の場合</p> <p>2.上記基本性能を満たし保証期間開始から2年経過後に建具から雨水が侵入した場合</p> <p>3.植物の根等の成長が原因の場合</p> <p>4.竣工後、ベランダ、太陽光システム等の重量物を屋根に載せ、又は当社以外の者が、それらの取付工事もしくはアンテナ工事等のため屋根に上ることにより損傷を与えた場合</p>			

### 防蟻保証

保証対象部分	保証期間	品質性能基準
(防虫処理工事) 床組、壁等の防虫処理を行った部分	10年	床組、壁等の防虫処理を行った部分は、白蟻(ヤマトシロアリ、イエシロアリ)の食害により、損傷等が生じてはならない。なお、その他害虫によるこれらの食害を完全に防止することは困難です。

### 設備品長期保証

保証対象部分	保証期間	品質性能基準
厨房、衛生器具		厨房、衛生器具は取付不調、水漏れ、排水不良、破損、作動不良等が生じてはならない
	10年	ユニットバス、システムキッチン、洗面化粧台、便器、電気温水器、IHヒーター、食洗機